

世帯主氏名

現住所

発行日 令和6年1月29日

弥彦村長 本間 芳之

弥彦村住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給要件確認書

弥彦村住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年2月29日（木）までにこの確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	2月末日以降、提出時期に応じて順次支給します。
支給額	100,000円

■世帯主の方が記入してください

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

<input type="checkbox"/> ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※【重要】①、②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません）

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。住民税の取扱として扶養を受けているか不明な場合は、両親や子ども等、家族に確認してください。また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合および返送した確認書に不備があり、弥彦村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記内容に相違ありません（太枠内を記入してください）。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
				日中に連絡がつく番号	

振込先口座情報について、以下の欄を記入してください。

- ①世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します（通帳の写しは不要）。※マイナンバーカード作成時に登録した方のみ
- ②下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望します（通帳の写しは不要）。
（希望する口座） □住民税等の引落口座 □児童手当の受給口座 （希望する場合はいずれか1つにチェックしてください）
この口座への振り込みを希望する場合、当該口座の確認について、担当部署に照会することを承諾します（この場合通帳等のコピーは不要）。
- ③下記の口座への振込を希望します（通帳の写しが必要）。

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 2.信金 3.信組 4.労金 5.農協	本店 支店	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に記入)	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください	1 0 ※		

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は弥彦村役場福祉課にお問い合わせください（0256-94-3133）

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人 生年月日	代理人住所
			大正 昭和 年 月 日 平成	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め 臨時特別給付金の			を委任します。 ←法定代理の場合は 委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主 氏名
<input type="checkbox"/> 確認・請求 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認・請求及び受給				印

【添付書類】※③を選択した方のみ

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は本人および代理人の本人確認書類を添付

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。

※登録は給付金の支給要件ではありません。 「公金受取口座」の
概要及び登録は [こちら](#)



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。